

ワイマール共和制末期における農民層の政治的動向

——シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の場合——

中 村 幹 雄

【要約】 いづばんにナチスの大衆的基盤は中産階級にあつたといわれているが、このさいナチスは都市中産層よりも農民の間にその勢力の基盤を拡大するのに成功したことが注目されなければならない。ドイツ農業政策の研究者J・B・ホルトなどは、ナチスをむしろ農本主義政党として把握するようすすめている。わたくしは本稿において、ワイマール共和制末期におけるナチスの農村への進出がどのような状況のなかで可能になつたのかを探索したいとおもう。本稿では探究地域としてシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州がとりあげられているが、この州ではすでに一九二八年初め以来、反体制的な性格をおびた一連の激しい農民運動の波を迎えている。わたくしはここでは、この州の農民を反体制の側へとむかわせた要因を、ワイマール共和制下における農業政策と、これを運営した諸政党の対立・結合の進展のなかにもとめ、このような操作を通じて、ナチスをして農民の間に進出するのをゆるした政治的真空がどのように形成されたかをさぐることにより、ナチスによる農民把握の一端をあきらかにしようとしてみた。

ま え お き

一九一九年に世界におけるデモクラシーの精華とまで喧伝されて、輝やかしい未来を約束されたかのようにみえたドイツ・ワイマール共和制は、わずか十数年ののちには、

ナチス独裁の成立という破局を迎えて、その歴史の幕をとじなければならなかつた。この短命なワイマール共和制の崩壊過程にたちいつてみる場合、最近のいくつかの研究書からよみとれるように^①、ワイマール共和制はたんに敵対者（ナチス）の力の強さによつて、いわば外側から打倒された

ばかりでなく、敵対者による共和制の打倒活動が激しくなつてくる以前に、共和制内部の基底的社会・経済構造の多様性にもとづく異質的インタレストの対立から、すでに内側から分解をとげつあつたという過程をみとめることができる。つまり共和制の崩壊過程は、敵対者による共和制の打倒活動と共和制の内部分解という二重の過程の複合であり、一九三三年一月におけるヒットラーの政権獲得は、この二重の過程の完結する時点であつたといふことができる。

A・J・P・テイラーはヒットラーの政権獲得の過程を考察するにあたつて、国会で過半数をさえ制することができなかつたナチスを政権へと登場させた真の契機は、ナチスの外部にあつた政治家たちがヒットラーにあたえた援助のなかにあると主張している。そしてテイラーはこの過程を「彼は待期し、そして彼らが決定した」と要約しているのである。たしかにテイラーの主張するように、ナチス政権成立の過程において、非ナチス的な政治指導者たちが演じた大きい役割は否定することができないが、しかしこのさいわれわれはつぎのような仮定をたててみる必要がある。

すなわちナチスはたとえ単独で国会多数派を形成しえなかつたにしろ、三二年には国会の第一党であり、選挙戦では投票総数の三七％を獲得するのに成功していたといふことが、実は両者間の政治的提携を可能にした前提であり、もしこの三七％の大衆把握という数字がなかつたならば、ナチスの政権登場は陽の目をみずにおわつたに違いないといふことである。したがつてナチスの政権獲得は、この大衆把握がなぜ可能であつたのかという視角からの研究をふまえなければならぬであらう。

周知のようにナチスは一九三〇年九月選挙以来、共和国の政治舞台の表面に大きく登場してくるが、このさい同党が主要な既成政党の支持者層を自らの陣営に吸収し、なかでも都市中産層と農民^④、とくに後者にその勢力の基盤を拡大するのに成功したことが注目されなければならない。わたくしは以下の記述において、ナチスの農村への進出がどのような状況のなかで可能となつたのか、その一端を探究してみたい。しかし本稿においてはライヒ全体ではなく、せまくシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州にかぎつて考察をすすめてみたいとおもう。

① Vgl. H. Timm, Die deutsche Sozialpolitik und der Bruch der grossen Koalition im März 1930 (Düsseldorf, 1952); W. Conze, "Die Krise des Parteienstatutes in Deutschland 1929/30," H. Z. Bd. 178, 1954; K. D. Brächer, Die Auflösung der Weimarer Republik (Stuttgart u. Düsseldorf, 1957)

② A. J. P. Taylor, "The Seizure of Power" The Third Reich (London, 1955), p. 523.

③ cf. A. Schweitzer, "The Nazification of the Lower Middle Class and Peasants" *ibid.*, pp. 576-577.

④ R. Heberle, From Democracy to Nazism (Baton Rouge, 1945), pp. 21-22; C. P. Loomis and J. A. Beegle, "The Spread of German Nazism in Rural Areas" *American Sociological Review*, vol. II, 1946, p. 724.

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州におけるナチスの農民把握の過程を考察するにあたって、さしあたりこの地方の農業生産の性格と政治情勢の変遷についての概観をえておきたい。

まずこの地方における農業経営の重点がどの部門におかれているのかを明らかにしよう。このためには、とりわけ

第一表

	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州			プロイセン邦		
	1893年 ha	1900年 ha	1929年 ha	1893年 ha	1900年 ha	1929年 ha
穀物及び豆類	50.2	51.2	54.3	59.8	60.2	63.6
耨耕作物及び野菜	4.4	5.5	10.6	16.3	17.8	21.4
商業作物	1.0	0.4	0.3	0.9	0.6	0.2
飼料植物	6.6	7.2	8.2	10.5	10.9	9.3
放牧地 (Ackerweide) 及び休耕地	44.4	42.9	34.8	23.0	21.4	14.8
	37.8	35.7	26.6	12.5	10.5	5.5

耕地 Acker の利用方法を考察しなければならぬが、第一表は耕地一〇〇ヘクタールあたりに示したものである。これによるとプロイセン邦と比較して、この地方における放牧地 Ackerweide (および休耕地) のしめる大きい割合が注目される。しかし他方において穀物および耨耕作物面積などの比率は、邦平均に比較していちぢるしく低い。それ故われわれはこれらの数字から、島地 Feld および牧草地 Weide としての耕地の交互的利用、

つまり穀草式経済 Feldgraswirtschaft を、したがって同州の農業生産の重点が家畜経済におかれていることをしることができると。

家畜飼育状態の考察は、右の結論を補強する。一九二四年におけるプロイセン諸州の農用地面積と牛飼育数とを関連させてみると、一〇〇ヘクタールあたり同州は七〇頭、ライン州六九、下シュレジェン六二、ハンノーフェル六四、東プロイセン四一となり、同州は第一位にたつ。また同州における牛乳・酪農生産の意義は、これと農耕生産物の価格間の対比から明らかとなる。一九二四年では例えば第二表^③の通りである。同州を他の諸州と比較すると、牛乳・酪農経済の比重がもつと明瞭にでてくる。第三表^④は農地一ヘクタールごとの平均収入を比較したものである。豚飼育もここでは広汎にいとなまれており、例えば一九二五年ルンベックでは仔豚の入超が一〇万頭、豚の出超が六五万頭を数えている^⑤。また第四表^⑥(一九二七年)からは同州が主要な家畜においていちぢるしい出超地域をなしていることがうかがわれる。総じてこの州の全部の八六%はその全収入の七〇%以上を家畜・酪農経済からえており、以上の考察か

第二表

牛乳・酪農生産物	120 mill. RM.	小	麦	12,5 mill. RM.
燕	35 mill. RM.	大	麦	12,5 mill. RM.
ラ イ	25 mill. RM.	馬	鈴 薯	15,0 mill. RM.

第三表

	牛乳及び酪農生産物		農 耕 生 産 物	
	1925/26年	1928/29年	1925/26年	1928/29年
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	123 RM	135 RM	121 RM	94 RM
シュレジェン	86 RM	74 RM	255 RM	225 RM
東プロイセン	43 RM	45 RM	57 RM	86 RM
ボンメルン	25 RM	48 RM	132 RM	71 RM

ら同州の農業生産の重点は家畜・酪農品生産におかれているということができる。それではつぎに政治情勢の変遷を概観してみると、一九年一月国会選挙におけるワイマル連合の制覇から三二年七月選挙におけるナチスの勝利という、ライヒ全体における政党勢力の消長と歩調をあわせて、この州においても同様ないちぢるしい

第四表

	*ノルト・マルク	ハンノーフェル	東プロイセン	シュレンジェン	ブランデンブルク	ザクセン自由邦	ウェストファーレン
牝牛	+ 33.0	+ 20.1	+ 6.5	+ 1.1	- 16.9	- 23.6	- 18.2
牝牛	+ 106.4	+ 112.4	+ 164.3	+ 2.1	- 136.2	- 127.8	- 70.5
仔牛	+ 76.7	+ 211.7	+ 57.4	+ 14.1	- 227.6	- 107.9	- 59.0
豚	+ 1244.1	+ 2016.0	+ 625.5	- 3.8	- 1324.9	- 623.4	- 383.9
仔豚	- 138.5	+ 905.0	+ 205.7	- 107.5	- 73.9	+ 30.8	- 179.5

+ 出超・単位1000頭 - 入超・単位1000頭 *メックレンブルクをも含む

政治的変動の跡をみる事ができる。すなわち第五表^⑤の示すように、ナチスの躍進と社会主義諸政党の得票率の僅かの減少とは対照的に、初期に共和制を支持した諸政党（民主党、中央党、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン農業党）は中央党を例外として、いちぢるしく勢力を失墜しており、これとならんで保守主義政党（国家人民党、人民党）も中期における上昇ののちには、同様にその得票率はいちぢるしく減少している。ついで当地方を都市と農村の二つにわけて、それぞれの選挙結果を比較してみると、第六表

第五表

	1919年	1921年	1924年 (I)	1924年 (II)	1928年	1930年	1932年
ナチス党	—	—	7.4	2.7	4.0	27.0	51.0
農民党	—	—	—	—	0.3	3.8	0.0
国家人民党	7.7	20.5	31.0	33.0	23.0	6.1	6.5
人民党	7.8	18.4	12.1	14.6	13.7	7.3	1.4
中央党	1.0	0.8	1.0	1.1	1.1	1.0	1.2
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン農業党	7.2	3.8	0.7	—	—	—	—
民主党	27.2	9.4	8.1	8.7	5.7	4.7	1.4
その他	0.0	0.7	4.6	2.9	9.0	9.7	1.6
社会民主党	45.7	37.3	24.9	30.3	35.3	29.8	26.2
独立社会民主党	3.4	3.0	—	—	—	—	—
共産党	—	6.1	10.2	6.7	7.9	10.6	10.7

の示すように、共和制の支持者の減少が都市よりも農村に顕著であること、が明らかとなつてくる。一九一九年、ワイマール共

第六表

	ナ チ ス	農 民 党	国 家 人 民 党	人 民 党	農 業 党	シュ レス ヴィ ヒ ・ ホ ル シ ニ エ タ イン	民 主 党	中 央 党 及 他 び	社 会 民 主 党	独 立 社 会 民 主 党	共 産 党	計
都 市												
1919年	—	—	5.4	8.6	0.4	28.3	1.4	50.9	5.0	—	100	
1920/21年	—	—	16.2	19.6	1.2	10.5	1.9	39.8	3.2	7.6	100	
1924年(I)	7.8	—	25.6	12.0	—	8.6	6.2	26.9	0.9	12.0	100	
1924年(II)	2.9	—	27.8	14.5	—	9.2	3.9	32.8	0.4	8.5	100	
1928年	3.5	0.0	19.1	13.6	—	6.2	9.3	38.5	—	9.8	100	
1930年	23.5	0.6	5.3	8.4	—	5.7	8.7	33.1	—	13.1	100	
1932年	44.8	—	5.2	—	—	—	7.0	29.9	—	13.1	100	
農 村												
1919年	—	—	10.7	6.7	16.4	25.8	0.3	39.0	1.1	—	100	
1920/21年	—	—	28.6	16.1	8.6	7.3	0.6	33.0	2.6	3.2	100	
1924年(I)	6.4	—	42.1	12.2	—	7.1	3.1	21.1	1.3	6.7	100	
1924年(II)	2.3	—	43.4	14.9	—	7.8	2.4	25.4	0.5	3.3	100	
1928年	5.4	1.0	32.3	13.9	—	4.4	11.6	27.6	—	3.8	100	
1930年	35.1	10.7	7.9	4.8	—	2.5	11.1	22.8	—	5.1	100	
1932年	63.8	—	9.2	—	—	—	2.6	18.6	—	5.8	100	

和制を支持した諸政党（社会民主党、民主党、中央党、農業党）が都市票の八一%、農村票の八一%を獲得したのにならして、三二年までに都市では三七%、農村で二一%へと低落している。これにたいしてナチスは三二年には都市で四四・八%であったが、農村では六三・八%をとるのに成功している。

したがって以上の考察から、初期にワイマール共和制を支持した有権者のうち、社会民主党と中央党の支持者を除けば、その大多数は中期における保主義陣営を通じて、末期にはナチス支持へとおもひいたこと、および都市居住者よりも農民の間にナチスの滲透が甚だしいこと認めることができる。それではこのようなナチスの農民把握はどのような状況のなかで可能となつたのであろうか。

- ① H. Traulsen, *Wirtschaftserfolg und Intensitäts-grenzen bäuerlicher Veredelungsbetriebe in Schleswig-Holstein* (Kiel, 1931), S. 12.
 ② ③ *ibid.*, S. 13.
 ④ ⑤ *ibid.*, S. 14.

- ⑥ *ibid.*, S. 15.
- ⑦ *ibid.*, S. 18.
- ⑧ R. Heberle, *op. cit.*, p. 94.
- ⑨ *ibid.*, p. 95.

二

当地方における農民層の政治運動を考察する場合、われわれは二八年以来この地に発生した、当時ランドフォルク運動とよばれた農民運動に注目しなければならぬ。A・ローゼンベルクの著作から、まずその概容をえておこう。

「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の農民たちがまつさきに運動を開始した。すでに一九二八年に当地で税金と高利貸資本にたいする農民の大衆示威がおこなわれた。農民たちは納税ストライキを始め、強制競売に暴力で反対した。……農民たちの憎悪は「体制」に、彼らを破滅させ、彼らに警察をさしむけた国家にむけられた。シュレスヴィヒ・ホルシュタインの農民たちは「ランドフォルク運動」とよばれた、新しい、ゆるやかな団体を結成した。激昂は月日とともにたかまり、急進的な農民たちは示威行進や消極的抵抗ではもはや満足しなかつた。一群のランドフォルク

は、村当局者、税務官吏、統治体制のその他のシンボルにたいし、爆薬による暗殺計画をくわだてた。……急進的なランドフォルクの人々は裁判にかけられた^⑩。このようにランドフォルク運動の背後には、農民たちの経済的困窮の増大があり、また運動の特徴として経済的不満の解決のための直接行動という性格と、ワイマール共和制への批判がにじみでていることが看取されるが、いまこの運動がたどつた経過と内容についてややちいづてみよう。

この地方には共和制初期から有力な農業圧力団体として、大土地所有者のインタレストを代表する「農業同盟」Land-bund、および中小農を代表する「農民連合」Bauernverbandの両組織が存在していたが、両者の関係はこれまで必ずしも良好ではなかつた^⑪。しかしいま当地の農民たちは経済的困窮の増大に直面するにつれて、自らの利益を声高く表明しなければならなくなり、一九二八年一月二八日に各地で集会を開いて、これらの農業圧力団体の結集を強く要求することとなつた。

この日には一四万人（ただし都市中産層なども一部参加）の参加者をかぞえた諸集会が開催されたが、これらの集会で

はライヒの農業政策にたいする批判と要求がうちだされ、中央官庁と諸政党にたいし農民の利益を強く主張するため、農業圧力団体の統合が叫ばれた。^④この日の大集会はベルリンの中央政府間にも異常な関心をよびおこし、数日後には集会の代表たちと宰相マルクス、蔵相ケラー、農相シーレたちとの間に会見がおこなわれ、閣僚たちは農民の窮状を救うむね善処を約したのである。^⑤帰郷後、代表たちはひきつづいて会見の報告会をおこなったが、農民たちは空手形の約束に不満を感じ、ふたたび農業圧力団体の統合を要求した。状況の圧迫のもとに「農業同盟」と「農民連合」間に協定が結ばれ、両組織間に「苦難共同体」*Nothgemeinschaft* を結成する申合せがなされたのである。^⑥

結成されたこの組織はただちに農業団体の結束と統一のための努力を開始したが、しかし結果的には中央農業団体との提携および政党支持問題をめぐつて、かえつて農民の間に分裂と混乱をもちこむようになった。

すなわち二八年六月二五日のノイミュンスター集会では、中央農業団体との提携をめぐつて、「農民連合」側の代表が当地方の農業統一組織は「全国農業同盟」「ドイツ農民

団体連合」「ドイツ農民組合」の三団体との提携を提唱したのにたいし、「農業同盟」側は「ドイツ農民組合」の排除を主張して対立し、七月には統一協議は分裂するようになったのである。しかしその後、「農民連合」の一部と「農業同盟」の一部との間に統一協議が成功し、三つの中央農業団体を同等に支持するという前提のもとに、十一の郡で両組織の統一がおこなわれ、十月には「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン農民同盟」*Schleswig-Holsteinischer Bauernbund* が成立することとなつた。^⑦こうしてこの地方には「農業同盟」「農民連合」「農民同盟」の三組織が分立することとなつた。

他方で政党支持問題では、さし迫つた五月国会選挙にさいし、「農民連合」は人民党・民主党・国家人民党の支持を主張したのにたいし、「農業同盟」は民主党の排除を決議して相対立した。^⑧選挙の結果、以上の三党はいずれも以前の議席数を喪失し、六月には社会民主党政導のミュラー大連合内閣が成立することとなつた。これによつて農民はマルクス内閣の約束は効を失つたと考え、社会民主党政導の内閣を不信の念をもつて迎えたのである。^⑨

こうして二八年秋には、農業圧力団体統一の熱望にもかかわらず、この年の始めよりも多い農業団体が存立し、しかもワイマール体制の典型的な特徴をおびた内閣が登場することとなり、農民たちは政府、既成農業団体、政党への不信と不満から、やがて過激な直接行動へと訴えることになった。

衝突はまず十一月十九日にバイデンフレートでおこつた。すなわちこの地の二名の農民は地租未納のため、牡牛を低当に差押えられることになつていたが、当日には火のついた麦藁、熊手、枝などをもつた近隣の農民たちが実力で差押を妨害したので、ついに警察の出動による強制執行がおこなわれ、二名の農民をはじめ、二三名が禁固刑に処せられるという事件がおこつた。この事件にたいし、同月二六日にイツェオーで抗議集会が開かれたが、当地の「電信局は集会の模様をつぎのようにつたえている——「家畜の連行などによる暴力的な租税取立に対処するため、全州の農民代表の集会が開かれた。……集会は甚だしい激昂のうちにおこなわれた。すべての演説者は農民財産への官庁の侵害に抗議した。若干の人々は公然と実力による反抗活動を

とるよう要求した」^①そしてこの集会ではつぎのような決意が表明された——「農業者の諸要求は真剣に考慮されていない。冷徹な財産没収に反抗した農民にいまや暴力がふるわれている、ユダヤ的分裂政策は農民をひきさこうとしている。だが困窮は団結した闘争戦線をつくりだした。……われわれは暴力で農場から放逐されることを望まないどころか、死の条文にたいして一人の人間のようにならなかつて対処するだろう」^②。しかも二六—二七日の夜にかけて、三箇所で自治体長官などの住居に爆薬を使用した示威行動がおこなわれた。

二八年四月一日から翌年三月三一日までに、この州では九四件の強制競売のうち二四件は農民の干渉によつて未遂におわつたといわれるが、ランドフォルク運動はこえて二九年三月には「困窮救助」Nothilfe という組織を結成して、未納の納税命令書の回収、差押の阻止、競売の妨害などをおこなつた。^③三月四日の組織結成の檄は訴えている——「自力救済にたちあがれ。決議、請願、演説、抗議はこれまで成果をもたらさなかつた。それ故われわれには自力救済のこされているだけだ。数千の農家が強制競売のまえ

にたつている。……もはやライヒ、邦、自治体、銀行などにたいし、自らの義務をはたすことができなすべての人々の結束が必要である」。

これ以後ランドフォルク運動は二九年三月五日のホーエンウエステッドでの警察との衝突、八月一日ノイミュンスタールでの警察と二千〜三千人の農民との衝突、裁判所への圧力行使と妨害、三月―九月にかけて各地でおこなわれた爆薬使用による示威行動などにみられるように、^⑩ 激化の一途をたどるが、ランドフォルク運動の進展のなかであがってくる自力救済の叫びとは一体なにを意味しているのでしょうか。結論をさきにいえば、この訴えはつまるところワイマール共和制への不信に帰着するのである。農民の手による自力救済の呼びかけとその実践が、ワイマール議会主義体制への不信をはらみ、この体制への批判とどのようにうらはらな関係にたつか、以下この運動の訴えのなかから若干の例をかかげよう。

「万事は民族が限りこまされ、諸政党とベルリンの議員が助けてくれるだろうという誤つた信仰にとらわれるように運ばれている。……今日の体制は助けにならないだろう

し、なりえない。だからドイツ民族の闘争の呼びかけは、この体制とその下働人にたいし積極的な協力をおこなうということだけである」(運動の指導者W・ハムケンズの言葉)

「農民の困窮は、彼にこの困窮は政治的なものであるという認識をもたらした」(運動の機関紙『ランドフォルク』創刊号)
「なにをわれわれは否定しようとするのか。諸政党、ボス、徒党をもつユダヤ的議会主義体制だ。三十の諸政党——饒舌の部屋(議會をさすとおもわれる——中村)——なんら多数でもない多数決——諸政党による政策の値切あい——悲しむべき成果。だからこの体制のなかではどの政党もわれわれを救うことはできない。体制をおりまげるためには、この体制のなかにはいるのではなく、体制の外にでることだ。……われわれはこの体制から各種の積極的協同を拒否することにより、生存の可能性をうばおう。——それは自ら崩壊する」(運動の一パンフレット)

このようにランドフォルク運動はその進展につれて反体制的な性格をうちだしてきているが、この運動のなかでかかげられたワイマール共和制批判はなにに根ざしているのであろうか。それは一言でいえばワイマール共和制下の農

業政策の進展に問題があり、これへの不信と不満にもとずいてゐるのではないであらうか。このような想定のもとに、ワイマール共和制下ではどのような農業政策が進展したのであるか、つぎにそれを考察してみよう。

① A. Rosenberg, *Entstehung und Geschichte der Weimarer Republik* (Frankfurt a. M., 1955), S. 466.

② すなわち「農業同盟」は中央組織のみならず「全国農業同盟」Reichslandbund および国家人民党（兩者ともとりわけ東エルト・穀物生産インタレストを代表）と提携してゐたにたがう。「農民連合」は「ドイツ農民団体連合」Vereinigung der deutschen Bauernvereine をよび、「ドイツ農民組合」Deutsche Bauernschaft と親近関係にたがひ、民主党、人民党を支持し、家畜生産のインタレストに重点をおろしてゐた（R. Heberle, *op. cit.*, pp. 42-43; H. Beyer, *Die Landvolkbewegung Schleswig-Holsteins und Niedersachsens 1928-1932* (Eckernförde, 1957), SS. 11 u. 13)。なお、右の三中央農業団体について簡単にふれておくと、「全国農業同盟」は東エルト大土地所有のインタレストを強く代表し、会員は二、三百万人といわれ、傘下に多数の中小農などを含むが、指導権は大土地所有者に握られてゐる。「ドイツ農民団体連合」は主として西・南部のカトリック地帯の農民を結集。農業保護関税には賛成であるが、家畜飼料への低価格を要求する。「ドイツ農民組合」は「全国農業同盟」と対立関係にたがひ、これを大土地所有者の団

体として攻撃。個々の下部組織は家畜飼料関税反対の立場をとり、また（J. B. Holt, *German Agricultural Policy 1918-1934* (Chapel Hill, 1936), p. 109; E. Varga, *Materialien über den Stand der Bauernbewegung in den wichtigsten Ländern* (Hamburg, 1925), SS. 68-76.)

③ R. Heberle, *op. cit.*, p. 63; H. Beyer, *op. cit.*, S. 5.

④ W. Luetgebrunn, *Neu-Preußens Bauernkrieg* (Hamburg-Berlin-Leipzig, 1931), SS. 17-18; H. Beyer, *op. cit.*, S. 6.

⑤ W. Luetgebrunn, *op. cit.*, S. 19; H. Beyer, *op. cit.*, S. 6.

⑥ H. Beyer, *op. cit.*, S. 11.

⑦ *ibid.*, S. 12.

⑧ *ibid.*, S. 9.

⑨ *ibid.*, S. 11.

⑩ W. Luetgebrunn, *op. cit.*, SS. 32-37.

⑪ *ibid.*, S. 40.

⑫ *ibid.*, SS. 42-43.

⑬ H. Beyer, *op. cit.*, S. 15.

⑭ *ibid.*, SS. 15-16.

⑮ *ibid.*, SS. 16-17.

⑯ W. Luetgebrunn, *op. cit.*, S. 65.

⑰ *ibid.*, SS. 79 ff.; H. Beyer, *op. cit.*, SS. 17 u. 21.

⑱ W. Luetgebrunn, *op. cit.*, SS. 110-111.

⑲ *ibid.*, S. 61.

⑳ *ibid.*, S. 64.

②① *ibid.*, S. 109.

②② *ibid.*, S. 87.

②③ *ibid.*, S. 77.

三

まず農業価格保護政策の進展から考察をはじめてみよう。

一九二三年末にかのインフレーションにたいする収束措置がとられはじめると、インフレ期にあつてはむしろ好況をていしていたドイツ農業はあたらしい農業危機に直面することとなつた。すなわち正常な国際交易関係への復帰にともなつて、生産コストの高いドイツ農産物価格は世界市場の水準に応じて低下させられたが、この傾向はさらに當時の大衆購買力の低下や租税の重圧などの要因とあいまつて、農産物価格を甚だしく下落させ、しかもこの価格は工業生産物価格の水準以下に低下するようになつたのである^①。しかしこのような農産物にとつて不利な価格関係の進行は、穀物と動物性食糧間ではことなつた現われ方をしており、穀物は平時価格（一九二三年）を基準として工業生産物価格の水準以下にあつたのにたいして、牛乳・バター・

豚などは穀物に比較すれば有利な価格をうけとつていた^②。したがつてこのような価格関係からもつとも大きい打撃をうけるのは、明らかにライ麦、小麦など穀物の最大の経営者である東エルベ・ユンカー経営であり、ここにユンカーのインタレストを結集する「全国農業同盟」は、大戦勃発時に廃止された農業保護関税再導入の要求をきっかけ、運動のトレーガーとして登場することとなつた^③。

農業保護関税企案は二五年五月ルター内閣の手によつて議会上程されたが、このときには「全国農業同盟」はユンカーの利害を代表する国家人民党を内閣におくりこむことに成功し^④、他方で農業関税陣営は鉄鋼、繊維などの工業製品の関税率引上の要求をおこしていた工業利益政党である人民党と提携することにより、関税導入に有利な情勢をむかえ、生活資料の高騰に抗議する社会民主党、共産党と真正面から対立したのである^⑤。ワイマール共和制下の農業政策の研究者 J・B・ホルトは、二五年の関税法案は労働者政党内の消費者インタレストにたいする工業および農業生産者の連合であつたとのべている^⑥。

二五年八月に通過した農業保護関税は労働者政党の反対

だけでなく、飼料価格値上に抗議する民主党の反対をうけたこと^④からうかがえるように、動物性食糧生産に重点をおき、食用および飼料用穀物を購入しなければならぬ農業経営のインタレストにも鋒先をむけていたが、他方で穀物高関税——飼料低関税という関税率体系を通じて、穀物および家畜・酪農生産者間の妥協をつくりだそうとする配慮が働いていたことが注目される。すなわち一キンタルあたりライ麦三ライヒスマルク（以下R Mと略す）、小麦三・五R Mの関税率にたいして、飼料大麦は一R M、玉蜀黍は二・二R Mにかざられ、油槽・糠などは無関税で輸入されることが決定されたのである^⑤。

ここで農業保護関税がドイツ農業におよぼした効果について考察しておけば、保護の大きい恩恵にあずかることができたのは穀物、なかでもライ麦であつたということができる。すなわちライ麦を小麦と比較すると、前者はドイツの風土的条件によりよく適している点で、肥料ならびに労働時間支出がより少なくてすみ、それ故小麦は〇・五R Mの関税率の差では、ライ麦の有利を相殺しえないからである。ついでライ麦を動物性食糧生産物と比較すれば、まず両者

間の需要弾力性の差異のために、穀物関税による価格吊上は動物性食糧生産物にたいする購買力の減殺として打撃をあたえ、第二に穀物関税は動物性食糧生産物の生産コストを増大させるのにたいして、他方でこれの価格への保護措置は、国内生産物価格が大戦前を上廻る外国生産物の輸入増大によつて重い負担をかけられつづけたこと^⑥からうかがえるように、なお不充分であつたという事情がライ麦を後者に比し有利ならしめる。二六年以降に各国との間にむすばれた通商条約においては、工業輸出のインタレストから動物性食糧生産物にたいする関税率の切下がおこなわれたが、このさい多くのケースにおいて人民党をはじめとする諸政党内の工業インタレストは、社会民主党の賛成をもうけて、国家人民党の反対をおしきることができたのである^⑦。J・B・ホルトは工業関税引上るときには農業生産者とむすび、農業関税切下るときには都市消費者と同盟できる工業の有利な地位を指摘している^⑧。なおライ麦が農業生産物の間で有利な価格をうけとつていたことは第七表の示す通りである。

このようなライ麦にとつての有利な価格関係は農業生産

をライ麦に偏倚させることになるが、ライ麦生産量の増大

第七表

	基 礎	1926/27—1928/29平均
ライ麦	1909/10—1913/14年	147
小麦	"	122
大麦	"	131
馬鈴薯	"	146
豚	1907.7—1911.9—1911.10—1914.6	123
牛	1910/10—1913/14年	104
バター	"	138

のチャンピオンとして登場させるからくりをもつていたの

は結局はさらに高い価格保護要求をおこさせるようになり、この点で家畜・酪農製品への保護増大をえようとする要求との間に利益共同性をもたさせるようにしてゆく。周知のようにドイツ農業経営は、穀物生産は大経営に、家畜・酪農品生産は小経営に重点がおかれるが、この点で農業保護関税は大経営と小経営間の政治的妥協ないしは提携の経済的基礎をつくりだしてゆき、そのなかからユンカーを最大の利益享受者にさせるとともに、価格保護政策

である。

他方、第一次大戦後における全ドイツ経済の租税負担は敗戦にもとづく内的および外的戦争負担の増大によつて、戦前のライヒ財政需要の二倍にのぼつたが、例えば賠償支払額（ドーズ案の正規年）だけで一九一三年のライヒ財政の八〇％に達した^⑧。したがつてライヒ財政需要の増大は農業の租税負担をたかめさせ、そこでドイツ農業は二八年までに生産および価格上昇の時期を迎えたにしても、他方で租税支払の重圧をうけることによつて、このことは必ずしも純収入の取得をもたらさなかつたことに注目しなければならぬ。ドイツ地代信用銀行によつて二七—二八年におこなわれた調査では、調査された農業経営のうちドイツ東部ではほぼ四六％、西・南部で四二％が租税支払のため純収入をもたないという結果が報ぜられている^⑨。この事実是他方で農業負債の抬積を予想させるが、負債利子負担が純収入の一〇五％以上にのぼる経営が東部で二二％、西・南部で一五％であり、したがつてこの数字をさきの赤字経営の％につけてくわえてみると、東部で六八％、西・南部で五七％は赤字経営であつたといふことができる^⑩。

通貨安定にともなうドイツ財政の整備・安定をはかるために、二五年八月には国家人民党・人民党・バイエルン人民党・経済党・中央党の政党連合によつて、広汎な財政改革がおこなわれた。しかしこのさい、過重な賠償支払の履行を理由として上述の政党連合の手によつて、さらに個々の要件で改革案に反対した社会民主党、共産党の承認をもうけて、一九二〇年エルツベルガー財政改革におけるライヒと財政高権の原則がひきつづいて継承されたことは農業にたいし大きい影響をもつたのである。

すなわちこの原則により、戦前においては諸邦の財源であつた所得税・法人税・財産税などがライヒの財源に移行したため、諸邦の財源は甚だ逼迫するようになり、これまでも自治体の主要財源であつた地租・家屋税の徴集に邦も参加したため、この租税徴集の増大は農業にいちぢるしい負担をかけることとなつた。一九一三―一四年には邦の地租・家屋税取得額はほぼ二千七百万マルクであつたが、二六―二七年には三億二千万RM、二七―二八年には三億四千五百万RMに達し、邦租税収入中にしめるこの租税の%は、こうして六・六%から三九・二%へ上昇し、他方自治

体収入中の割合は九三・四%から六〇・八%へと低下したのである。^②このような邦によるこの租税徴集の増大は、自治体財政を逼迫させ、自治体側における地租・家屋税徴集額を増大させ、自治体によるこれの徴集額は例えば二五―二六年の五億一千万RMから二九―三〇年には八億一千万RMへと上昇するようになつている。^③いま自治体徴集の地租・家屋税による農業の負担増大をみてみると、農業は一九一三―一四年と比較して二五―二六年には、ほぼ三二%だけたかめられた負担をになつているが、しかもW・ゲルロッフの示すところによると、ドイツ農業がなつた租税負担のうちこの租税が最大の負担額となつていたのである。^④

このような地租・家屋税負担の増大にたいし、二七年四月に同じ政党連合の手により、ライヒと所得税・法人税収入から邦および自治体にたいする交付金額をたかめることに^⑤より、さらに三〇年十二月の大統領緊急令以来、所得税・法人税にたいする邦の付加徴集権をみると、拡大することによつて地租・家屋税負担の軽減をはかる試みがおこなわれたが、^⑥しかしこのような試みは決して地租・家屋税負担

の軽減へと通ずるものではなかつた。なぜなら所得税は本来農村よりも都市地域に主要な税源をもつものであり、しかもライヒ所得税は邦および自治体からの収入の比率的割合に応じて、邦および自治体に交付金として分与されたので、交付金制度の拡大は所得税収入の多い都市で有利であつて、逆に農村に不利であり、同様に所得税への付加徴集権もライヒ所得税の地域的収入が低い農村地帯の負担を軽減するものではなかつたといえるからである。つまりこれらの試みはライヒ所得税収入の多い地域では地租・家屋税は低くなり、逆の場合には高くなるという結果をもつものであつたといえる。

以上にのべたように、ワイマル租税政策は農業に重い負担をかけることとなり、その収益性を悪化させるが、しかも農業にたいする税負担のうちもつとも重い地租・家屋税にたいする軽減措置は、結局は都市に有利で、農村に不利な方向に働き、ドイツ農業は租税政策の進展のなかで大きい痛手をおつたといつて差支えないであろう。

他方、価格保護政策は二九年にはいると、あたらしい農業恐慌の進展のなかで、注目にあたいる展開を示すよう

になる。不況の最初の打撃をうけたのはまず穀物価格であり、小麦・ライ麦ともに世界市場価格の下落と国内収獲の増大により、価格の甚だしい下落を招いたのである。この価格下落の情勢に直面して、またも価格保護要求が農業圧力団体の間におこされるようになり、二九年三月には「全国農業同盟」は「ドイツ農民団体連合」「ドイツ農民組合」とともに「緑色戦線」(Grüne Front)とよばれた農業圧力団体の連合戦線を結成するようになり、そして「緑色戦線」は統一要求として、農業生産物への高率関税、穀物の政府価格規制などを掲げ、実現のための宣伝活動を開始するとともに、国会や官庁筋に活潑な働きかけをおこなつたのである。

この「緑色戦線」がくわえた圧力に直面して、二九年中旬に農相ディートリッヒ(民主黨)によつて、国会に価格問題について進言する専門家委員会が設置されるようになった。この委員会は動物性食糧生産物への高率関税、政府穀物価格規制を一般的勧告として提案するが、とくに後者につき、低飼料価格を維持しようとする民主黨、工業輸出に関心をもち人民黨などが疑義を表明したのたいし、国

家人民党と社会民主党は「先例のない協調」^⑩のうちにこれをおしすすめようとした。前者の立場は過剰な穀物市場の圧迫下における価格崩壊をふせごうとする穀物生産者、なかでもユンカーの立場であつたのにたいし、社会民主党の動きは、同党が二七年のキール農業綱領のなかで採択した穀物取引国家独占を通じて、農産物価格面での伝統的な農民・労働者間の対立を除き、民主制強化のための労農提携をはかるうとする線にそつたものであつた。^⑪しかし同党は穀物価格下落の時期に、政府価格規制策をおしすすめることにより、最初の意図とはちがつて、結局はユンカー的インタレストに追隨する羽目にたたされるようになるのである。

農相デイトリッヒは、さしあたりこのような政府穀物価格規制の提案を拒否するが、しかし農業圧力団体からの煽動は、政府をしてあたらしい価格支持の行動をとらせせるようになる。新政策はまず二九年七月、国内製粉業にたいし、その全製粉量のうち一定量は国内小麦を製粉することをさだめた国内小麦製粉法によつて始められ、外国小麦流入の制限と世界市場価格下落の影響を防ぐことが試みら

れた。^⑫他方でライ麦価格支持対策として、政府は金融面で統制下にたつドイツ穀物取引会社 Deutsche Getreidehandelsgesellschaft に資金供与を通じ、二九年八月以来、同会社をしてライ麦を大量に購入し、貯蔵する政策を強化し、これによつて公開市場にたいし間接的な政府価格規制をおこなおうとした。^⑬

さて小麦価格は三〇年以降の関税率の幾度かの引上および国内小麦製粉量の%引上によつて、世界市場価格崩壊のはげしい進行とは対照的にけわしい価格下落から保護されるが、^⑭ライ麦価格はひきつづいて低落し、しかも三〇年三月始めに穀物取引会社が資金欠乏のため購入を一時停止したときには、さらに下落したのである。^⑮しかしこの間に

「全国農業同盟」の会長シーレ（国家人民党）から過剰ライ麦を家畜飼料に転用して消費の増加をはかるうとする案がおしすすめられた。だがこのためには飼料面でライ麦の強力な競争相手である飼料大麦・玉蜀黍・糠などの輸入をおさえ、価格をたかめる必要があつた。農相デイトリッヒは輸入飼料に大きく依存する小農のために、これへの低関税を維持しようとする民主党の立場を固執するが、^⑯「全国

農業同盟」は「綠色戦線」を通じて実現のための圧力をくわえようとした。

しかしこのシーレ案をめぐつて、逆に「綠色戦線」内部に対立がおこり、「ドイツ農民団体連合」は地方組織からの反対にあいながらも結局は同調するが、とくに「ドイツ農民組合」はこの案に激しい不満をみせ、プロテストをおこなったのである。だがライ麦価格は現在の市場操作を拡大するほかに安定の方法はないという見透しは、農相をしてシーレ案に移行させ、三〇年三月に彼はこの件につき「グループ・インタレストにたいする公共のインタレストの優先」を宣言するようになる。そして中央党・民主党・バイエルン人民党・経済党・社会民主党は結局はデイトリツヒとともにシーレの観点へと移行し、この案の通過に力を加したのである。

ところで他方、三〇年三月には政府玉蜀黍独占、糠にたいする関税率設定などの措置がとられるが、飼料面でライ麦の最大の競争相手である飼料大麦関税は二九年十二月のキンタル五RMへの引上から、さらに一〇RMへ、三〇年五月には十二RMにたかめられた。こうして政府は家畜飼

料価格引上により消費をおさえ、ライ麦過剰を減少せよとするとするが、これとやらんでライ麦を飼料に流用する計画を積極的におしすすめる。すなわち政府は四月以降ふたたびライ麦購入に着手し、しかもこれを赤色色素で変性して飼料用に販売しようとはかつた。

だがこの政策は当時赤色ライ麦よりも低廉であつた飼料大麦の購入にインタレストをもつ農民層に打撃を与えることになり、彼らがこの政策を歓迎しなかつたことは、飼料大麦関税率引上の予測からこれの先買が大量におこなわれ、三〇年五月のほとんど禁止的関税率にもたつした関税引上ののちにも、赤色ライ麦への需要増大がおこらなかつたことから明らかであり、穀物取引会社のライ麦購入量は依然として赤色ライ麦販売量を上廻つたのである。とにかくこの政策を通じて最大の利益を抽出できるものは、東部に最大のライ麦過剰をかかえるユンカー経営であり、いわばこの政策は穀物高関税——飼料低関税という関税妥協をほりくづすものであつたといえる。

三〇年四月にはブリュネーニング内閣が成立し、これ以後、緊急令統治の時期となるので価格政策と政党関係の分析は

きわめて困難となつてくることを前提しておきたい。しかしこのような状況のなかでも穀物生産者と家畜・酪農生産者間の利益対立は一貫して存続するが、ここで三〇年以降にいちぢるしくなる家畜・酪農製品価格の下落に眼を転じてみたい。

この分野では価格保護への要求は、まず関税引上や輸入制限措置のため、自国の工業製品輸出の減少をおそれる工業インタレストの反対にであり、工業の利益圧力団体である。「ドイツ工業全国連盟」Reichsverband der deutschen Industrieと再編された「綠色戦線」間に利益闘争がおこなわれるが、さらに低廉な食糧価格をのぞむ消費者インタレストからの反対にであつたことが指摘されなければならぬ。なるほど家畜・肉類は関税率引上や疫病検査規定により輸入減少をみる^⑤が、この分野での価格支持には穀物にみられるような手厚い保護はみられなかつた。しかしこのさい経済闘争の前面にでてきたものは、牛乳・酪農製品の価格を規定するバター価格の低落にたいする支持政策であつた。

バター価格は二九—三三年までに三五%の価格下落にみ

まわれるが、^⑥この輸入額は国内の四分の一—三分の一にたつしていた。^⑦そこでバター輸入をおさえて、この価格を保護する要求がおこされたが、しかしこのような措置はドイツへのバター輸出であつた北欧諸国、なかでもオランダ・デンマークをしてドイツ工業製品にたいするポイントという報復手段をとらせるようになり、そこでバター関税率は工業インタレストの要求から、例えば三二年始めにやつと達成されたキントル八六RMから同年末には七五RMへと切下を迫られたのである。^⑧このように関税率面で充分な保護をうけとることができなかつた農業者は、他方でバターと競争関係にたつマーガリンの消費と生産をおさえてバター価格の支持をはかるため、マーガリンへのバター混合強制という政策の実施を求め、これをめぐつて「ドイツ工業全国連盟」と「綠色戦線」の間に応酬がかわされるが、結局この案は工業インタレストならびにバターに比較して低廉なマーガリン購入に関心をもつ消費者インタレストの反対により実現が阻止される。^⑨このようにバター価格は効果的な保護をうけとることができず、酪農製品価格分野での保護も不十分であつたといえよう。

第八表

	関税率・キントルごと		指数
	1906—1914	1931.5.15.	1913=1
小麦	5.00	20.00	4.00
大麦	5.50	25.00	4.44
大麥用飼料	4.00	20.00	5.00
大麥	1.30	18.00	13.85
麥	5.00	16.00	3.20
燕麥	—	10.00	—
糖	8.00	24.50	3.06
牛	9.00	40.00	4.44
豚	4.00	6.00	1.50
家畜	27.50	55.00	2.04
肉	27.00	55.00	2.04
禽肉	27.00	16.00	0.67
一	27.00	16.00	0.67
一	36.00	14.00	0.39
一	10.00	6.00	0.60
牛乳	—	5.00	—
牛乳	—	8.50	—
一	20.00	50.00	2.50

さてここで以上の過程をふりかえつてみると、価格政策のなかで保護の恩恵にあづかることができたのは穀物生産者であつたということができよう。②例えば関税率の面でも第八表③の示すように、穀物の関税率指数は家畜・酪農製品よりも優位になつており、収入面からも家畜・酪農製品からの現金収入は二九—三三年までに四〇%だけ低下したのにたいし炭水化物からのそれは二〇・七%だけ低下し、なかでも小麦は一〇%の増加さえみせていたという相対的安

定をみせていたのである。④諸社会集団、諸政党の対立・結合の推移のなかで進展したワイマル共和制下の価格保護政策は、穀物インタレストの優位という結果に帰着したといえるであろう。

それではここでライヒからふたたびシユレスヴィヒ・ホルシュタイン州に眼を転じてみたい。

① C. von Dietze, "Die deutsche Landwirtschaft und die neue Handelspolitik," Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 171, 1925, SS. 198-206; R. Hildebrand, "Handelspolitik und Agrarkrise," Die Gesellschaft, Bd. I, 1924, SS. 115-127. 例えは一九一三年を「〇」として、二四年一月の卸売指数は穀物・馬鈴薯七七・六、石炭・鉄一四〇・〇、六月二十四日に七九・三および一四四・二である(C. von Dietze, op. cit., S. 231)。

② 例えは棒鉄一二七、石炭一七二、機械・道具一六四、綱および織物一一二、家具・靴一一二、ライ麦八九、馬鈴薯九六、牛乳一四〇、バター一三八、豚一〇四 (ibid., S. 231)。

③ E. Varga, op. cit., S. 70.

④ Vgl. S. Neumann, Die deutsche Parteien (Berlin, 1930), S. 63.

⑤ Deutscher Geschichtskalender, 1925, Inland, Bd. II, SS. 121-128.

- ⑨ J. B. Holt, op. cit., p. 105.
- ⑩ Deutscher Geschichtskalender, 1925, Inland, Bd. II, S. 125.
- ⑪ A. Gerschenkron, *Bread and Democracy in Germany* (University of California Press, 1943), pp. 117-118.
- ⑫ *ibid.*, p. 71. なおマクローの計算では、小麦関税率と小麦のそれにたうじつ二〇—二五%の差をもたなければならぬと云ふ (N. Jasný, "Die Zukunft des Roggens", *Vierteljahrshefte zur Konjunkturforschung*, Sonderheft 20, 1930, S. 52)。
- ⑬ A. Gerschenkron, op. cit., p. 72.
- ⑭ *cf. ibid.*, p. 121: H. Barchardt, "Die deutsche Viehwirtschaft und die Fleischversorgung", *Weltwirtschaft*, 18 Jg., H. I, 1930, S. 22; F. Beckmann, "Die deutsche Milchwirtschaft", *Deutsche Agrarpolitik im Rahmen der inneren und äußeren Wirtschaftspolitik*, Teil II, Veröffentlichungen der F. List-Gesellschaft e. V. (Berlin, 1932), SS. 269-276.
- ⑮ J. B. Holt, op. cit., pp. 105-110.
- ⑯ *ibid.*, p. 122.
- ⑰ A. Gerschenkron, op. cit., p. 123.
- ⑱ すなわち小麦生産は消費が戦前五年間よりも一七%も低下し (N. Jasný, op. cit., S. 64) 戦前の出超額の半分以上を提供した地域のホーランドへの割譲にもかかわらず、また輸出ととなり、しかもこの発展は戦前では一五年を要したのにたいして、一六—一七年たらずでおこなわれたのである (*ibid.*, SS. 68 u. 61)。
- ⑲ A. Gerschenkron, op. cit., p. 76.
- ⑳ *ibid.*, pp. 26-27. なおマクローによれば自家消費以上に穀物を生産し、販売するものは五クタール以上の農業経営であり、穀物関税による価格昂上はインクスターストをもつ。五クタール以下の経営は食用および飼料用をむしる穀物を購入しなければならぬ (R. Hilferding, op. cit., S. 114; L. Brentano, *Die deutsche Getreidezölle*, SS. 26-27)。
- ㉑ 一九二五年の農業調査によれば五クタール以上の経営は全体の七七%、以上の経営は全体の二三%にとどまる (Wirtschaft und Statistik, 1927, 7 Jhg., S. 395)。
- ㉒ W. Gerloff, "Die Besteuerung der Landwirtschaft vor und nach dem Kriege", *Die deutsche Landwirtschaft unter volks- und weltwirtschaftlichen Gesichtspunkten*, Ingeob., von M. Sering, (Berlin, 1932), S. 168.
- ㉓ M. Sering, op. cit., S. 47.
- ㉔ *ibid.*, SS. 47-48.
- ㉕ J. B. Holt, op. cit., pp. 148-150.
- ㉖ W. Gerloff, op. cit., S. 170.
- ㉗ *ibid.*, S. 171.
- ㉘ *ibid.*, S. 172.
- ㉙ *ibid.*, S. 182. 例えば二八年に単位価値千RMへの全租税負担額中、地租・家屋税は三八%をしめ、二位の財産税一五%、所得税一三%、販売税八%をひきはなして第一位にたつ。

- ②⑧ J. B. Holt, op. cit., pp. 150-152.
- ②⑨ W. Gerloff, Die Minderung der öffentlichen Lasten (M. Sering, op. cit.), SS. 725-727.
- ③① Vgl. U. Teichmann, Die Politik der Agrarpreisstützung, Marktbeeinflussung als Teil des Agrarinterventionismus in Deutschland (Köln, 1955), SS. 276 u. 262.
- ③② F. Reichardt, Andreas Hermes (Neuwied, 1953), S. 119; J. B. Holt, op. cit., p. 113.
- ③③ J. B. Holt, op. cit., p. 113.
- ③④ F. Reichardt, op. cit., SS. 120-121.
- ③⑤ *ibid.*, S. 111.
- ③⑥ J. B. Holt, op. cit., p. 114.
- ③⑦ A. Gerschenkron, op. cit., pp. 127-128.
- ③⑧ U. Teichmann, op., S. 277.
- ③⑨ A. Gerschenkron, op. cit., p. 139; U. Teichmann, op. cit., SS. 263-264.
- ④① N. Jasny, Wheat Problems and Policies in Germany (Stanford University, 1936), p. 84; U. Teichmann, op. cit., SS. 278-281.
- ④② とにかく二八一二九収穫年には需要量六九〇万トンにたし、供給量は八五〇万トンであり (U. Teichmann, op. cit., S. 264) したがって世界市場は二九年中旬からのキートン・ライ麦輸出解禁(三〇年始め以降のロシアン・ライ麦のダングン輸出)によって下落の一途をたどり、当時の国外市場における

- 需要量にロシアンが二一〇%、北アメリカとドイツでそれぞれ八〇%、キートンから五〇%だけ充足であるものでありだ (*ibid.*, S. 269)。
- ④③ J. B. Holt, op. cit., p. 116.
- ④④ F. Reichardt, op. cit., S. 124.
- ④⑤ J. B. Holt, op. cit., P. 117.
- ④⑥ *ibid.*
- ④⑦ U. Teichmann, op. cit., S. 266.
- ④⑧ *ibid.*
- ④⑨ Vgl. E. Pietrkowski, "Industrie und Landwirtschaft," Veröffentlichungen des Reichsverbandes des deutschen Industrie, Nr. 60, Dezember 1932, SS. 5-15.
- ④⑩ Vgl. U. Teichmann, op. cit., SS. 602-605.
- ④⑪ *ibid.*, S. 484.
- ④⑫ *ibid.*, S. 485.
- ④⑬ *ibid.*, S. 486. なおキートンはその全輸出の五九%、オランダは三一%、キートンは一一%をキートンに受け、ドイツ側はロシアの羅國に三一年には十三億RMの超過額をあげ (E. Pietrkowski, op. cit., S. 7)。
- ④⑭ U. Teichmann, op. cit., S. 486.
- ④⑮ J. B. Holt, op. cit., p. 121.
- ④⑯ U. Teichmann, op. cit., S. 495; J. B. Holt, op. cit., p. 123.
- ④⑰ cf. A. Gerschenkron, op. cit., pp. 143-144; J. B. Holt, op. cit., pp. 121-122.

③ A. Gerschenkron, op. cit., p. 139.
 ④ Ibid., p. 144.

四

第二章でのべたように、二八年以来のランドフォルク運動のたかまりは、当地の農民層の間におけるワイマール共和制への不信の抬積を示すものであり、どの政党も農業を救うことができず、しかも農業の困窮は政治的に条件づけられたものであるという世論さえうみだされてきたのである。ランドフォルク運動の過激化にともなつて、かの「農民連合」は運動を支持することを躊躇したため、当地の農民間における声望を失うことになつたが、逆に「農民同盟」は蜂起した農民との連帯性を表明して運動を支持していつたのである。① こうして「農民同盟」は次第に当地における農業圧力団体としての独占的地位をえるようになり、同盟は二九年十月にはなお外部にあつた「農業同盟」と合体して「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン農業・農民同盟」Schleswig-Holsteinischer Land- und Bauernbund を結成

第九表

	I	II	III	IV
農耕経済	58	65	83	90
牛	121	114	104	95
牛乳及び牛乳製品	168	246	129	114
豚	210	138	119	84

I = 25 ha 以下

II = 25—50 ha

III = 50—75 ha

IV = 75 ha 以上

した。そして「農業・農民同盟」は「官僚制と政党支配の現在のレヂーム」にはなんら信頼をよせないことをうたい、はつきりと反体制的性格を表明した。しかもこのような当地における農民層の政治的急進化に注目し、これに接近したのがナチスであつたのである。

さきに示したように、当州の農業生産の重点は家畜・酪農品生産におかれていたが、なお経営規模別の一ヘクタールあたり収入をみてみると、第九表の示すようにすべての経

営は家畜・酪農生産物からその主要収入をひきだしていることをうかがうことができる。このように当地の農業生産の重点は家畜・酪農経済におかれていたにもかかわらず、ワイマール価格保護政策の進展は、この経営部門のインタレストの保護を軽視するか、あるいは無視し、工業・消費者および穀物生産インタレストのど

れからも、そしてこれらのインタレストをそれぞれ複雑に内部に糾合した諸政党の対立・結合のなかから、自らのインタレストを保護されないという政治的孤立のうちにあつたといえる。例えばランドフォルク運動の一闘争者はある半官的雑誌のなかで「農業にとつて無条件に必要であることが示されても、工業輸出のインタレストのなかには農業保護関税のしめる場所はない」という記事をよんだとき、どこから困窮と不安がくるのかが明らかとなつたと語つてゐる。また運動の指導者W・ハムケンズの投獄抗議集会での一演説者はかたつてゐる——「われわれは自由なドイツ農民層をもちやもつていない。われわれは自由で独立なドイツ経済をもちやもつていない。われわれはもはやドイツ国家をもたない」^⑤。そしてこのような孤立のなかにこそ、ナチスが進出しようとする政治的真空が形成されていたといわなければならぬ。

なかでもシーレの変性ライ麦政策は当地の豚飼育経営（とくに中小経営）のインタレストを害し、「緑色戦線」に加入していた「ドイツ農民団体連合」からの当地の「農民連合」の脱退が示すように、この政策に激しい不満をみせ

たのである。当地の農民運動の研究者R・ヘベルルによれば、とくにこの政策は当地の農民層のナチスへの接近を強めたといわれている^⑥。とにかくこの政策は穀物高関税——飼料低関税という関税妥協の崩壊を意味し、これは同時にユンカー・農民間の政治的提携の経済的基礎をほりくづすものであつたといえよう。当地における反体制的な農民運動を、同じく次第に反体制的に傾きつつあつた国家人民党と「農業同盟」が把握できなかつた理由の一端はここにある。すなわちこの勢力を強めることは、東エルベ・穀物生産インタレストの強化に通ずるであらう。こうしてシーレ政策は国家人民党をして農業保護のチャンピオンとしての資格を当地の農民の間に失わせたのである。

他方でこの地方の農業負債は二八年初頭には、すでに三億五千万ないし四億RMにたつし、当地における全土地所有はその単位価値の三〇〜四〇%の負債をせおつていた^⑦。また負債とともに、強制競売にふされた農業面積も二六年のほぼ九百ヘクタールから、二七年千二百、二八年二千百ヘクタールへと増大したのである^⑧。

当地における農業負債の抬頭に示される経営の収益性の

悪化にたいし、租税支払の重さ、なかでも自治体徴集の地租・家屋税負担がどれほどの役割を演じているのかは、いま資料利用上の制約から明らかにすることができない。しかし上述のライヒ全般におけるこの租税額の上昇傾向と、この租税が農業租税負担のなかでもつとも重い負担であったこと、またバイデンフレート事件の発端が自治体徴集の地租未納であつたこと、さらにランドフォルク運動のなかで再三にわたり他の租税とならんで記述されているのではあるが、地租支払への不満が訴えられていることなどからみて、この租税支払が農業に相当な負担をかけたことは推測されるであろう。総じて租税負担が農業の収益性の悪化に通ずるものであつたことは、ランドフォルク運動からの以下の例が物語るであろう。例えばさきの「困窮救助」が大統領ヒンデンブルクによせた書簡の一節をあげよう——

「シュレスヴィヒ・ホルシュタインの悩める民衆の代表者として、われわれは貴下につきのことを報告することを光榮におもう。行政当局の誤つた処置により憲法一六四条でわれわれに保障された保護が長いことうちやぶられてきている。この民族を破滅させる処置は、とくにたえがたい租

税が暴力でもつて取上げられ、そしてさらに顧慮することなしに引上げられることによつて、農民を太古の昔から所有した土地から放逐するようなやり方でおこなわれている」^⑩、さらに「農民の見解によれば、行動の決定的原因は国家の租税政策に基因するランドフォルクの窮状を政府や官庁に注目させ、これによつて国家の経済政策の変更を招こうとするところにあつた」^⑪(ランドフォルク運動裁判判決の一節)、「わたくしの負債は年々増大した。まもなくわたくしは農場から放逐されるだろう。……けれども土地は闘争を要求する。われわれはできるならば、喜んで租税を支払おう。だがわれわれは収益ある経済を要求する」(ランドフォルク裁判の一被告)。このような租税負担による収益性の低下への訴えは、ただちにワイマール共和制への批判にはねかえつてくるものであつたろう。当時この地方にあつて親しくランドフォルク運動を観察することができたW・リットゲブルネは「租税への闘いは体制への闘いに転化した」^⑫という指摘をおこなつている。

この地方の農民の間でのナチスの宣伝活動は、ほぼ農業恐慌の開始いらいおこなわれていたが、ナチスにとつてラ

ンドフォルク運動は最初は組織上の競争者であつた。しかしこの運動の成功の見込みは、はじめから限られていたといえる。なぜならこの運動は明確な綱領もたず、ナチスにみられるように「指導者原則」にもとづく厳格な組織は意識的に拒否し、また政治権力の奪取もかんがえず、体制の打倒はさげふにしても、むしろたんなる消極的抵抗によるか、行政当局にたいする直接行動という面に主力をおく、^⑧いわば手段において一揆主義的性格をもつものであつたからである。しかし問題は、この運動のなかにみられる体制批判と農業政策にたいする不信の声である。そしてこの点にこそナチス宣伝の立脚点があつたといえよう。

へベルレによれば農民の間でのナチス宣伝のもとづく主要点がこめられていると評価される、この地方のナチス党指導者H・ローゼの論稿「国家社会主義とドイツ農業」(一九二七年)をとつてみよう。ここでは農業関税政策を中心にしながら既成政党の政策と行動を批判したのち、農業の救済はたんに経済政策にたいする圧力団体的な行動ではなく、議会制を排除した強力な国家形態のもとでのみ可能であるという主張がうちだされている。^⑨それゆえランドフ

ォルク運動にもナチスにも、農業インタレストは議会制のもとでは満足されず、むしろワイマール共和制を打倒することによつて農業に有利な政策が期待できるという発想がみられ、こういう思考様式の点で両者は容易に接近できる要素をもつていた。事実ランドフォルク運動が機関紙や集会の禁止、指導者たちの逮捕によつて二九年末には発展が挫折したとき、その熱狂的な参加者の多くはナチスにおもむいたといわれている。^⑩この点でランドフォルク運動の眞の享受者はナチスであり、前者が種をまいたところでナチスが収穫をかりとつたといえるであらう。

三〇年以降におけるナチスの発展は、ランドフォルク運動がうえつけたワイマール共和制への不信という基本線のうちでおこなわれた。工業、消費者、穀物生産インタレストによる家畜・酪農生産インタレストの軽視ないしは圧迫、租税、なかでも地租・家屋税にたいする農村地帯に不利な救済策などは、当地の農民層をひきつづいてワイマール共和制から離反させるものであつたろう。例えばかのバター混合強制政策も、当地の「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン・バター購買者連盟」Verein der schleswig-holsteini-

schen Butterkaufleute からの強力な反対をうけたのである。^⑧

三〇年三月にナチスはあらたに農業綱領を規草して、農民層獲得をめざす活動を強化し、農民を「民族の若さの源泉」「民族の防衛力の背骨」としての称揚するが、この綱領の最大の贈物は、農民はナチス政権下では「第一身分」*der erste Stand* として優遇せられるという約束であつたとへベルレはいう。^⑨そして彼によれば、ナチズムの農本主義的アップピールをうけいれる下地として、反都市的な感情に根ざす農本主義思想が共和制初期から当地に伝播していたといふ。^⑩しかもナチスはその成立以来、一貫してワイマール共和制にたいする体制外存在としての役割をつづけ、これまでの農業政策の進展に責任がなく、過去の汚濁にままつていないという強みをもつていた。こうしてナチスには農民の救済者としてのあたらしい期待がよせられたのである。当地では三一年秋いらいの銀行恐慌による信用受入困難の増大に直面して、ふたたび納税ストライキ、負債利子不払、農場の強制競売の阻止などの実力行動をふくむ、はげしい農民運動の波を迎えるが、このような状況のなかで「農業・農民同盟」は村落ごとに「運命共同体」*Schicksalgemeinschaft*

とよばれる組織をつくる努力を強化する。^⑪

この組織は農民のかたい連帯性をうたい、協力しない農民のボイコット、負債支払のモラトリウムの獲得、競売の阻止などを通じて、約七万の農民を組織するが、他方でナチスは三一年七月にA・ヒットラーから「農業・農民同盟」を把握するよう指令をうけていた。^⑫そしてへベルレによれば、ナチスはこの「農業・農民同盟」や「運命共同体」などのネーデルを通じて農民の間に滲透することに成功したといふ。すではつきりとワイマール共和制にたいする体制外存在としての性格を表明していた「農業・農民同盟」をナチスが把握することは容易であつたであろう。こうしてナチスは農民運動のたかまりをナチス指導下におきつつ、さきのランドフォルク運動にみられた無計画な直接行動とはちがつて、農民層をワイマール共和制打倒、ナチス政権樹立をめざす強力な大衆運動の基盤へと組織するのである。異質的な経済的インタレスト間の抗争、ならびにこれを反映した諸政党間の対立・結合により運営されたワイマール共和制下の農業政策の進展のなかで、自らのインタレストが少数派にとどまることを余儀なくされた農民層は、ナ

ナス政権のもとでこの手厚い農業保護をうけることができ
るであらうという期待から、選挙戦ではナスに票を投じ
たのである。

- ① R. Heberle, op. cit., p. 67. ③ *ibid.*
 ② H. Traulsen, op. cit., S. 40.
 ④ W. Luettegbrunne, op. cit., S. 77. ⑤ *ibid.*, S. 109.
 ⑥ 参考までに当地の農業経営の各経営規模別の家畜一頭ひと飼
料購入額を示すと、^⑦の表の通りである。なおこの表では家

I	II	III	IV
204RM	158RM	159RM	131RM
I = 25 ha 以下		II = 25 ~ 50 ha	
III = 50 ~ 75 ha		IV = 75 ha	

- 畜種類別におおむねならが、経営規模
 ⑦ 低下とともに飼料購入額が高くなることがう
 かがわれる (H. Traulsen, op. cit., S. 39.)。
 ⑧ R. Heberle, op. cit., pp. 76-77.
 ⑨ E. Danker, Die Verschuldung der sch-
 leswig-holsteinischen Landwirtschaft in
 ihrer regionalen Bedingtheit unter beson-
 deren Berücksichtigung der bäuerliche
 Bezirke (Kiel, 1931), S. 9.
 ⑩ W. Luettegbrunne, op. cit., S. 14.
 ⑪ M. Seiring, op. cit., S. 57.
 ⑫ W. Luettegbrunne, op. cit., SS. 16-17, 65 u. 67-68.
 ⑬ *ibid.*, S. 91.
 ⑭ *ibid.*, S. 87.
 ⑮ *ibid.*, S. 73.
 ⑯ *ibid.*, S. 32.

- ⑲ R. Heberle, op. cit., p. 69; H. Beyer, op. cit., SS. 16-17.
 ⑳ R. Heberle, op. cit., pp. 71-72. ㉑ *ibid.*, p. 69.
 ㉒ U. Teichmann, op. cit., S. 495.
 ㉓ R. Heberle, op. cit., p. 75.
 ㉔ R. Heberle, op. cit., pp. 43 ff. ㉕ *ibid.*, pp. 77-78.
 ㉖ *ibid.*, p. 76. ㉗ *ibid.*, p. 80.
 ㉘ 他方で当地におけるナスの強力な相手としては、同じくワ
 イマル共和制打倒をさげんで躍進する共産党があり、同党は
 三一年いらし「農民・労働者行動委員会」Bauern-und Arbeiter-
 Aktionskomitee を結成して、中小農、工業および農業労働者
 の統一戦線の樹立をめざしてたたかつたが、しかし同党の勢力
 はわずかに農業労働者の一部に浸透しえたにすぎなかつた (*ib-*
id., pp. 82-83)。これにたいしナスは二一〇〇クタルの
 中小農の間に勢力をもつとも浸透させることができ、国家人民
 党の一〇〇〇クタル以上の大土地所有者、社会民主党・共産
 党の二〇クタル以下の層の把握とはいちぢるしい対照をみせ
 たのである (*ibid.*, pp. 114-119)。このナスの他の諸政党に
 比較しての、中小農把握成功の原因はきわめて興味ある研究対
 象であるが、このためにはまず当地の農業経営の規模別の実態
 分析、ならびに経営規模別の農業恐慌による打撃の探究をふま
 えたうえで、とりわけ農民層分解の事実とその方向を検出した
 ければならないであらう。しかしいま資料利用の制約上、この
 課題をはたすことはさしあつてできない。他日の機会に留保
 したいとおもう。

A Study on the Establishment of the Anglican Church

by

Masahiko Uemura

The essential feature of the English Reformation consisted in the fact that the church in England severed herself from the rule of Rome, i. e. in the Establishment of the Anglican Church. Why did Henry VIII, who was originally loyal to the Roman Pope, dare to resort to such a revolutionary act? It is true that his divorce furnished the principal occasion for the English Reformation, but it cannot be connected directly with the Establishment of the Anglican Church. Drawing a conclusion from the historical process, we may say that, at the excellent opportunity afforded by the king's divorce question, the anticlerical and antipapal feeling prevalent in the nation, above all in the middle class, came to its fullest expression in the Reformation Parliament, and, finally, gave rise to the independence of the Church in England. In this case, however, the rôle which Thomas Cromwell enacted was of great importance, because we may justifiably conjecture that he, as a spokesman of the middle class close to the throne, transmitted the anticlerical and antipapal feeling of this class to the king and, at the same time, showed an explicit destination to which both the king and the middle class should come in the end.

Political Trend of Peasantry at the End of the Weimar Republic

by

Mikio Nakamura

Though generally speaking Nazi stood on the popular basis of the middle classes, it must be remarked that Nazi succeeded in developing its influential basis within rather peasantry than the middle classes in cities. Students, such as J. B. Holt, a student of German agricultural policy recommended Nazi rather for an agriculturist party.

In this article I will try to understand the very condition in which

Nazi's development into rural societies was possible; especially in Schleswig-Holstein as a sample district, where there already rose a series of furious agrarian movements in their nature of anti-republican structure since the beginning of 1928. Here I found it in both agricultural policy under the Weimar Republic and development of opposition or combination of executing parties, to make peasants in this district remove to the anti-republican structure, through which I try to recognize a part of process in Nazi's grasp of peasants, by researching the formation of political vacuum which enabled Nazi penetrate into agrarian societies.

The Sino-Japanese Relationship in 1919

by

Katsumi Usui

The full meaning of the Year 1919 with reference to the Sino-Japanese relationship could not be exhausted with the development of the May Fourth Movement, which had had some of its origins in the decision of the Paris Peace Conference, and the scope and outlook of that Movement felt by the Japanese China-policy cannot be over-estimated. We shall find rather by investigating the facts the plans and intentions of Anglo-Saxon countries to consolidate their positions in the interior of China in order to nullify the unique power of Japan, having themselves regained the chance of expansion in the wake of the World War I.

The Japanese resisted and they were forced to retreat amid the atmospheric change of the post-war world, during that eventful year of the Shantung question, the Banzai Affairs, the May Fourth Movement, the aftermath of the Chinese participation at the war, and the formation of the Four Power Consortium for financial aid towards China. The author recapitulated the above facts, and has revealed to some extent the possibilities of further development in 1920's of the Sino-Japanese relationship.